

# 鳥取県公報

平成14年11月1日(金) 第7431号

每週火:金曜日発行

| 目 |  | 次    |
|---|--|------|
| _ |  | 7/1/ |
|   |  | / A  |
|   |  |      |

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (547) (県民活動推進課) ......1 告 建設業法による建設業者に対する営業停止命令(548)(管理課)......2 海岸保全区域の指定の廃止 (551) (") ......4 一般競争入札の実施 (職員課) .......4 調達公告 落札者の決定 (警察本部会計課) .......8

> 告 示

## 鳥取県告示第547号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。 特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成14年12月18日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課におい て公衆の縦覧に供する。

平成14年11月1日

鳥取県知事 片 山

- 1 申請のあった年月日 平成14年10月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人鳥取環境市民会議
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
  - 土井 倫子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市上町66
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

鳥取環境市民会議は、主として鳥取県内の生活者に対して、地球環境問題の実情並びに優れた環境対策及び まちづくりに関する情報の収集、提供、特定非営利活動を行う団体等に対する支援その他の啓発事業を行い、 地球環境の保全及び生活者の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

役員の定数

#### 鳥取県告示第548号

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対し営業停止命令を行ったので、 同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成14年11月1日

鳥取県知事 片 山 善博

- 処分をした年月日
  平成14年10月23日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号中山工業有限会社 代表取締役 中山 明保 八頭郡河原町大字佐貫1072 - 4 鳥取県知事許可(特・般 - 14)第1121号
- 3 処分の内容

平成14年11月2日から同月16日までの15日間の営業の一部の停止。当該営業の一部の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る営業(発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、とび・土木・コンクリート工事、管工事、ほ装工事及び水道施設工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事及び水道施設工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。)のうち公共工事(国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人(地方公共団体を除く。)及び建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。)に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。)の交付を受けて行うものに係るものとする。

4 処分の原因となった事実

中山工業有限会社は、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査において、同社の借入金について 虚偽の申請を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。こ のことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

#### 鳥取県告示第549号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第11条の規定により告示する。

平成14年11月1日

鳥取県知事 片 山 善博

1 免許の日

平成14年10月28日

2 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

名和町

名和町長 山口 隆之

西伯郡名和町大字御来屋328

- 3 埋立区域
  - (1) 位置

西伯郡名和町大字御来屋29 - 14の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点を直線で結んだ線により 囲まれた区域

- 1 の地点 西伯郡名和町大字小竹 3 等三角点 (北緯35度30分34秒、東経133度31分16秒) から279度36分19 秒、2,273.52メートルの地点
- 2 の地点 1 の地点から187度21分50秒、7.14メートルの地点
- 3 の地点 2 の地点から267度34分44秒、46.15メートルの地点
- 4 の地点 3 の地点から317度39分 4 秒、9.29メートルの地点
- (3) 面積

350.75平方メートル

- 4 埋立に関する工事の施行区域
  - (1) 位置

西伯郡名和町大字御来屋29 - 14の地先公有水面

(2) 区域

次の2の地点から8の地点までを順次に直線で結んだ線及び8の地点と2の地点を直線で結んだ線により 囲まれた区域

- 1 の地点 西伯郡名和町大字小竹 3 等三角点 (北緯35度30分34秒、東経133度31分16秒) から279度36分19 秒、2,273.52メートルの地点
- 2 の地点 1 の地点から89度24分37秒、5.95メートルの地点
- 3 の地点 2 の地点から189度 1 分15秒、10.99メートルの地点
- 4の地点 3の地点から259度46分32秒、6.73メートルの地点
- 5 の地点 4 の地点から269度31分3秒、45.60メートルの地点
- 6 の地点 5 の地点から319度39分 4 秒、40.00メートルの地点
- 7 の地点 6 の地点から 1 度39分 4 秒、11.37メートルの地点
- 8 の地点 7 の地点から87度34分44秒、84.28メートルの地点
- (3) 面積

3,011.69平方メートル

5 埋立地の用途

物揚場用地

# 鳥取県告示第550号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する 工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成14年11月1日

鳥取県知事 片 山 善博

1 しゅん功認可を受けた者の名称及び代表者の氏名

羽合町

羽合町長 井上正直

2 埋立の免許の年月日及び番号

平成11年7月15日 鳥取県指令漁港第77号

3 しゅん功認可の年月日

平成14年10月28日

- 4 埋立区域
  - (1) 位置

東伯郡羽合町大字橋津字二の浜屋敷584 - 1及び584 - 8の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを結ぶ秋分の日の満潮位 (D. Lプラス0.35メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1 の地点 東伯郡羽合町大字宇野字水谷21 4 に所在する赤坂 3 等三角点 (北緯35度30分27秒333、東経 133度54分 3 秒963) から273度11分20秒、2,278.98メートルの地点
- 2 の地点 1 の地点から 7 度15分32秒、227.43メートルの地点
- 3 の地点 2 の地点から83度15分26秒、13.30メートルの地点
- 4 の地点 3 の地点から187度15分32秒、89.90メートルの地点
- 5 の地点 4 の地点から97度15分35秒、15.00メートルの地点
- 6 の地点 5 の地点から173度15分29秒、119.28メートルの地点
- (3) 面積

6,747.77平方メートル

5 関係図書の閲覧場所

羽合町役場

## 鳥取県告示第551号

昭和33年鳥取県告示第472号 (海岸保全区域の指定について) は、廃止する。

平成14年11月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

# 調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年11月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達内容
  - (1) 件名及び数量

鳥取県が所有する公用車の自動車任意保険加入契約 (720台分)

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 保険業法(平成7年法律第105号)第3条第1項の規定による損害保険業の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けているものであること。
- (3) 鳥取県内に2箇所以上の事故処理の拠点を有し、かつ、任意保険加入自動車の事故発生時に迅速に対応できる体制を備えている者であること。
- (4) 鳥取県税及び消費税に滞納のない者であること。
- 3 資格に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部職員課福利厚生室 電話0857 - 26 - 7038

4 入札説明書等

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成14年11月1日(金)から同月8日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

3 に同じ。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次のより競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類(以下「申請書等」という。)を持参し、2の資格に適合すること及び入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を提出しなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

平成14年11月1日(金)から同月21日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

3 に同じ。

- 6 入札手続等
  - (1) 入札書の提出方法

持参することとし、郵送による提出は不可とする。

(2) 入札執行の日時

平成14年12月3日(火)午前10時

(3) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第3会議室 (鳥取県庁本庁舎地下1階)

(4) 入札保証金

入札者は、入札に参加する前に、入札見積金額の100分の5以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)に基づく競争入札参加資格のうち役務に係るもの(以下「役務の資格」という。)を有し、又は平成14年12月3日(火)までに役務の資格を取得する見込みがある者については、免除する。

- ア 入札保証金の納付
- イ 入札保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ウ 金融機関 (出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 (昭和29年法律第195号) 第3条に 規定する金融機関をいう。7(2)ウにおいて同じ。) の保証
- (5) 入札の無効

2 の資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに鳥取県会計規則 (昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した保険商品を提供できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて 作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) 入札に当たっての留意事項
  - ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望額を入札書に記載すること。
  - イ 代理人により入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。
  - ウ 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めたときは、 入札の執行を中止することがある。
- 7 入札後の留意事項
  - (1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に契約金額の100分の10以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、役務の資格を有し、又は平成14年12月3日(火)までに役務の資格を取得する見込みがある者については、免除する。

- ア 契約保証金の納付
- イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ウ 金融機関の保証
- 8 契約担当部局

3に同じ。

- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (3) 資料作成及び加入保険の内容に関する説明会は、行わない。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年11月1日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品の名称及び数量

米子警察署新庁舎事務機器類(机、椅子、戸棚等) 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年1月21日 (火)

(4) 納入場所

米子市上福原1266 - 2 米子警察署 (新庁舎)

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 競争入札参加資格
  - (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 平成14年鳥取県告示第64号 (物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が事務用機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入 札参加資格審査の申請書類を平成14年11月22日(金)午後5時までに提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成14年11月1日(金)から同年12月13日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県出納局出納課

- 4 入札手続
  - (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納課用度係

電話 0857 - 26 - 7432

- (2) 入札説明書の交付方法
  - (1)の場所で交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所

平成14年11月12日 (火) 午後 1 時30分

鳥取県出納局入札室 (鳥取県庁本庁舎1階)

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年12月13日 (金) 午後1時30分 (ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年12月13日 (金) 正午までとする。)

鳥取県出納局入札室 (鳥取県庁本庁舎1階)

- 5 入札者に要求される事項
  - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
  - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成14年12月4日(水)午後5時までに提出しなければならない。
  - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

- 7 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則 (昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: The office apparatus of the Yonago police station new Government building
  - (2) December 4, 2002 5:00 PM: Time limit for submission of documents for qualification confirmation
  - (3) December 13, 2002 1 : 30 PM : Time limit for submission of tenders December 13, 2002 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail
  - (4) Contact Point for the notice: Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 220 Higashi machi Tottori shi 680 8570 Japan TEL: 0857 26 7432

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年11月1日

鳥取県知事 片 山 善博

1 調達物品の名称及び数量

直接撮影装置 3台 運転免許証作成用プリンタ 6台 複写撮影装置 1台

- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成14年9月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 日本アイデーシステム株式会社

東京都新宿区新宿四丁目3-17

- 5 落 札 金 額 月額899,661円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成14年8月20日

|     | 十八八十十二 | <u> </u> | <u> </u> | <b>河 4</b> 人 | <b>ホ</b> ム | <del>T</del> X | <del>为1431万</del> | <u> </u> |
|-----|--------|----------|----------|--------------|------------|----------------|-------------------|----------|
| 7   | 落 札    | 方 式      | 最低価格落    | 札方式          |            |                |                   |          |
| l . | 契約事務担当 |          |          |              | 『会計課       |                |                   |          |
| l . | 及び所在地  |          | 鳥取市東町    |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |
|     |        |          |          |              |            |                |                   |          |

| 10 | 平成14年11月1日 | 金曜日 | 鳥 | 权 | 県 | 公 | <b>報</b> | 第7431号 |
|----|------------|-----|---|---|---|---|----------|--------|
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| l  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| l  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| l  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| l  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| l  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| l  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| l  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| l  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| I  |            |     |   |   |   |   |          |        |
| l  |            |     |   |   |   |   |          |        |
|    |            |     |   |   |   |   |          |        |